

福岡県公報

令和元年7月30日
第25号

目次

告示(第179号-第182号)

- 解除に係る保安林の所在場所等 (農山漁村振興課) …………… 1
- 車両制限令第3条第1項第3号に定める道路の指定及び同令第10条第1項に定める通行方法 (道路維持課) …………… 1
- 車両制限令第3条第4項に定める道路の指定及び同令第10条第2項に定める通行方法 (道路維持課) …………… 2
- 都市計画事業の認可 (公園街路課) …………… 3
- 建設業の営業の一部停止 (建築指導課) …………… 3
- 令和元年度職業訓練指導員試験の実施 (職業能力開発課) …………… 4
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 6
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) …………… 6
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) …………… 7
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 7
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分に係る公表 (廃棄物対策課) …………… 7

公安委員会

- 猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(初心者に対する講習会)の開催 (警察本部生活保安課) …………… 7
- 猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(経験者に対する講習会)の

- 開催 (警察本部生活保安課) …………… 8
- 猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催 (警察本部生活保安課) …………… 9

告示

福岡県告示第179号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定の解除をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和元年7月30日

福岡県知事 小川 洋

- 解除に係る保安林の所在場所
福岡市西区今宿駅前一丁目1120の156、1120の164
- 保安林として指定された目的
風害の防備
- 解除の理由
指定理由の消滅

福岡県告示第180号

車両制限令(昭和36年政令第265号)第3条第1項第3号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のとおり指定し、あわせて、同令第10条第1項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

令和元年7月30日

福岡県知事 小川 洋

- 指定する道路の路線名、区間等

県土整備 事務所名	路線名	区 間
久留米	県道甘木田主丸線	久留米市田主丸町豊城98番7先から 久留米市田主丸町田主丸704番7先まで

京 築 県 道 苅田港 線	京都郡苅田町磯浜町一丁目12番6先から 京都郡苅田町磯浜町一丁目17番3先まで
那 珂 県 道 飯塚 大野城 線	大野城市乙金東三丁目1217番13先から 大野城市御笠川四丁目6番1先まで

2 通行方法

1の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

(1) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入出入りするのためにやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

(2) 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.25メートル以上、縦寸法0.13メートル以上（又は横寸法0.13メートル以上、縦寸法0.25メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

(3) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

3 道路を指定し、及び通行方法を定める期日

令和元年7月31日

福岡県告示第181号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第4項の規定に基づき、国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車（以下「国際海上コンテナ車」という。）の重量及び長さの最高限度を引き上げる道路として下記の道路を指定し、併せて、同令第10条第2項の規定に基づき、当該道路の通行方法を下記のとおり定める。

令和元年7月30日

福岡県知事 小川 洋

1 指定する道路の路線名及び区間

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	区 間
朝 倉	県 道	馬田頓田線	朝倉市甘木440番1先から 朝倉市一木18番22先まで
京 築	県 道	門司行橋線	京都郡苅田町大字二崎113番1先から 京都郡苅田町新浜町1番56先まで
朝 倉	県 道	甘木田主丸 線	朝倉市菩提寺576番4先から 朝倉市一木18番20先まで
久留米	県 道	甘木田主丸 線	久留米市田主丸町豊城98番7先から 久留米市田主丸町田主丸704番7先まで
福 岡	県 道	筑紫野古賀 線	糟屋郡宇美町平和一丁目3029番228先から 糟屋郡須恵町大字新原491番3先まで
京 築	県 道	苅田港線	京都郡苅田町磯浜町一丁目12番6先から 京都郡苅田町磯浜町一丁目17番3先まで
福 岡 那 珂	県 道	飯塚大野城 線	糟屋郡宇美町貴船五丁目1460番22先から 大野城市御笠川四丁目6番1先まで
京 築	県 道	新北九州空 港線	京都郡苅田町若久町三丁目9番3先から 北九州市小倉南区空港北町6番先まで
南筑後	県 道	水田大川線	大川市大字三丸800番1先から 大川市大字三丸1034番3先まで
南筑後	県 道	三池港線	大牟田市新港町1番248先から 大牟田市三里町一丁目7番9先まで
南筑後	県 道	勝立三川線	大牟田市船津町441番1先から 大牟田市三里町二丁目3番5先まで

2 指定する期日

令和元年7月31日

3 通行方法

次の通行方法によらなければならない。

(1) 交差点における左折又は右折の禁止

第一欄の道路から第二欄に所在する交差点（十字路、丁字路その他2以上の道路が交わる場合における当該2以上の道路の交わる部分をいう。以下同じ。）を左折して第三欄の道路に入ってはならない。

第一欄	第二欄	第三欄
主要地方道 馬田頓田線	朝倉市一木 (一ツ木交差点)	主要地方道 甘木田主丸線

(2) 橋等の通行方法

橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路（高速自動車国道を除く。）を通行する場合にあっては、徐行するとともに、一の径間の一の車線において限度超過車両（道路法（昭和27年法律第180号）第47条の2第1項に規定する車両をいう。）又は他の国際海上コンテナ車と連続して通行しないよう十分に注意して通行しなければならない。

福岡県告示第182号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

令和元年7月30日

福岡県知事 小川 洋

1 施行者の名称

福岡市

2 都市計画事業の種類及び名称

福岡広域都市計画道路事業 3・3・1-21号長浜太宰府線

3 事業施行期間

令和元年7月30日から令和7年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

福岡市南区横手南町地内

(2) 使用の部分

なし

公 告

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業の一部を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

令和元年7月30日

福岡県知事 小川 洋

1 処分をした年月日

令和元年7月16日

2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
有限会社菱真建設	福岡市西区上山門2-4-26	田中 亮	平成30年8月8日 福岡県知事許可（般-30） 第98231号

3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止

(1) 停止を命じる営業の範囲

建設業に係る営業のうち、民間工事に係る営業

（注）「民間工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事以外の建設工事をいう。

(2) 停止期間

令和元年7月30日から令和元年8月27日までの29日間

4 処分の原因となった事実

有限会社菱真建設は、特定建設業の許可を受けずに、建設業法第3条第1項第2号の政令で定める金額以上となる下請契約を締結した。また、当該工事において監理技術者を配置せず、施工体制台帳及び施工体系図を作成しなかった。

このことは、建設業法第28条第1項第2号に該当する。

公告

令和元年度職業訓練指導員試験を次のように実施する。

令和元年7月30日

福岡県知事 小川 洋

1 試験職種

ア 学科試験及び実技試験を行うもの

情報処理科

イ 学科試験のうち指導方法の試験のみを行うもの

- (1) 園芸科 (2) 造園科 (3) 森林環境保全科 (4) 鉄鋼科 (5) 鋳造科 (6) 鍛造科 (7) 熱処理科 (8) 塑性加工科 (9) 溶接科 (10) 構造物鉄工科 (11) 金属表面処理科 (12) 機械科 (13) 電子科 (14) 電気科 (15) コンピュータ制御科 (16) 発変電科 (17) 送配電科 (18) 電気工事科 (19) 自動車製造科 (20) 自動車整備科 (21) 自動車車体整備科 (22) 航空機製造科 (23) 航空機整備科 (24) 鉄道車両科 (25) 造船科 (26) 時計科 (27) 光学ガラス科 (28) 光学機器科 (29) 計測機器科 (30) 理化学機器科 (31) 製材機械科 (32) 内燃機関科 (33) 建設機械科 (34) 農業機械科 (35) 縫製機械科 (36) 織布科 (37) 織機調整科 (38) 染色科 (39) ニット科 (40) 洋裁科 (41) 洋服科 (42) 縫製科 (43) 和裁科 (44) 寝具科 (45) 帆布製品科 (46) 木型科 (47) 木工科 (48) 工業包装科 (49) 紙器科 (50) 製版・印刷科 (51) 製本科 (52) プラスチック製品科 (53) レザー加工科 (54) ガラス科 (55) ほうろう製品科 (56) 陶磁器科 (57) 石材科 (58) 麺科 (59) パン・菓子科 (60) 食肉科 (61) 水産物加工科 (62) 発酵科 (63) 建築科 (64) 枠組壁建築科 (65) とび科 (66) 建設科 (67) プレハブ建築科 (68) 屋根科 (69) スレート科 (70) 建築板金科 (71) 防水科 (72) サッシ・ガラス施工科 (73) 畳科 (74) インテ

- リア科 (75) 床仕上げ科 (76) 表具科 (77) 左官・タイル科 (78) 築炉科 (79) ブロック建築科 (80) 熱絶縁科 (81) 冷凍空調機器科 (82) 配管科 (83) 住宅設備機器科 (84) さく井科 (85) 土木科 (86) 測量科 (87) 建築物設備管理科 (88) ボイラー科 (89) クレーン科 (90) 建設機械運転科 (91) 港湾荷役科 (92) 化学分析科 (93) 公害検査科 (94) 木材工芸科 (95) 竹工芸科 (96) 漆器科 (97) 貴金属・宝石科 (98) 印章彫刻科 (99) 塗装科 (100) 広告美術科 (101) デザイン科 (102) 義肢装具科 (103) 電気通信科 (104) 電話交換科 (105) 事務科 (106) 貿易事務科 (107) 流通ビジネス科 (108) 写真科 (109) 介護サービス科 (110) 理容科 (111) 美容科 (112) ホテル・旅館・レストラン科 (113) 観光ビジネス科 (114) 日本料理科 (115) 中国料理科 (116) 西洋料理科 (117) 臨床検査科 (118) フラワー装飾科 (119) メカトロニクス科 (120) フォークリフト科 (121) 建築物衛生管理科 (122) 福祉工学科

2 受験資格

ア 情報処理科を受験する場合

職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号。以下「法」という。)第30条第3項による受験資格を有する者

イ 全職種について学科試験の指導方法のみを受験する場合

法第30条第3項による受験資格を有し、職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号。以下「省令」という。)第46条の表上欄のいずれかの項(複数可)に該当することにより、実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科の免除を受けることができる者

3 試験の免除範囲

次の表の左欄に該当する者について、それぞれ同表の右欄に掲げる試験を免除する。

免除を受けることができる者	免除の範囲
免許職種に関し、1級の技能検定又は単一等級の技能検定に合格した者	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科
免許職種に関し、2級の技能検定に合格した者	実技試験の全部

職業訓練指導員免許を受けた者	学科試験のうち指導方法及び関連学科の系基礎学科（当該免許職種に係る職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。）
免許職種に関し、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者	実技試験の全部
職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者	学科試験のうち指導方法
免許職種に関し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科（フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあっては、学科試験のうち関連学科）に合格した者	学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科（フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあっては、学科試験のうち関連学科）
職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科に合格した者	学科試験のうち関連学科の系基礎学科（当該職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。）
短期養成課程の指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学の長が認める者（法第30条第3項に定める職業訓練指導員試験を受けることができる者に限る。）	学科試験のうち指導方法
免許職種に関し、短期養成課程の指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学の長が認める者（法第30条第3項に定める職業訓練指導員試験を受けることができる者に限る。）	学科試験のうち関連学科
免許職種に関し、短期養成課程の指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学の長が認める者（法第30条第3項に定める職業訓練指導員試験を受けることができる者に限る。）	実技試験の全部
免許職種に関し、応用課程又は特定応用課程の高度職業訓練を修了した者	学科試験のうち関連学科
免許職種に関し、専門課程又は特定専門課程の高度職業訓練を修了した者	学科試験のうち関連学科

学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学又は高等専門学校において、免許職種に関する学科を修めて卒業した者	学科試験のうち関連学科
省令別表第11の3の免許職種の欄に掲げる免許職種について同表の試験の免除を受けることができる者の欄に掲げる者	省令別表第11の3の免除の範囲の欄に掲げる試験

4 受験資格のない者

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 禁錮以上の刑に処せられた者
- (3) 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から2年を経過しない者

5 試験

(1) 科目

試験は、次の表の免許職種の欄に掲げる職種について、それぞれ同表の試験の科目欄に掲げる試験を実施する。

免許職種	試験の科目
情報処理科	<ol style="list-style-type: none"> 1 学科試験 <ol style="list-style-type: none"> (1) 指導方法（職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導及び職業訓練関係法規からなる科目をいう。以下同じ。） (2) 関連学科のうち系基礎学科 <ol style="list-style-type: none"> ①ソフトウェア（言語理論、プログラミング言語、オペレーティングシステム、データベース構造） ②ハードウェア（情報理論、CPU、周辺装置、コンピュータ・アーキテクチャ） ③ネットワーク（プロトコル、LAN） ④情報工学（情報科学、情報数学、情報セキュリティ） ⑤経営工学（経営管理、生産管理） ⑥安全衛生（安全管理、衛生管理） (3) 関連学科のうち専攻学科 <ol style="list-style-type: none"> システム設計（コード設計、構造設計、画面設計、ファイル設計、モジュール設計、運用設計、データベース設計、プログラム設計）
1のイの項に掲げる職種	学科試験のうち指導方法

(2) 期日及び場所

試験職種	試験区分	期日	場所
情報処理科	学科試験 実技試験	令和元年10月17日 (木曜日)	福岡県吉塚合同庁舎 803号室(福岡市博多区吉塚 本町13番50号)
1のイの項に掲げる 職種	1のイの項 に掲げる職 種		

(3) 試験時間

試験時間は、午前9時00分から午後5時00分までの間において、別に指示する時間とする。

6 受験申請手続及び受付期間

(1) 受験の申込方法

ア 受験申請書1部に次に掲げる書類及び受験手数料を添えて、福岡県福祉労働部労働局職業能力開発課(〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号。以下「職業能力開発課」という。)へ提出すること。

(ア) 試験の免除を受けようとする者は、これを証する書面

(イ) 受験票及び写真票(受験票には62円切手を、写真票には写真を貼ること。)

イ 受験申請書、受験票及び写真票の用紙は、職業能力開発課、各福岡県立高等技術専門学校、福岡障害者職業能力開発校及び福岡県職業能力開発協会で交付する。郵便によってこれらの用紙を請求する場合は、宛先及び郵便番号を明記して140円切手を貼った返信用封筒(定形外角2号封筒)を必ず同封し、職業能力開発課へ申し込むこと。

ウ 受験手数料は、学科試験申込みにあつては3,100円を、実技試験申込みにあつては15,800円を福岡県領収証紙により納入すること。受験手数料は、申請受付後は申込みを取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも返還しない。

エ 郵便によって受験を申し込む場合は必ず書留郵便にすること。

(2) 受付期間

ア 受付期間は、令和元年9月19日(木曜日)から令和元年9月30日(月曜日)までとする。ただし、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日は、受付を行わない。

イ 郵便による受験申込みは、受付期間の末日までの消印のあるものに限り受け付ける。

7 合格発表

(1) 合格者は、令和元年10月31日(木曜日)に受験番号のみ発表する。

(2) 試験に合格した者に対しては、合格証書を交付する。

8 その他

受験手続その他の問合せは、職業能力開発課(電話092-643-3603)に行うこと。問合せを郵便で行う場合は、宛先及び郵便番号を明記して、82円切手を貼った返信用封筒を必ず同封すること。

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

令和元年7月30日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

筑紫野市大字吉木2458番1、2458番3から2458番34まで及び2465番3

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市博多区古門戸町5番1号

株式会社C&C

代表取締役 行武 忠孝

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和元年7月30日

福岡県知事 小川 洋

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 名称 ゆめマートうきは
 - 所在地 うきは市吉井町千年字町地157番 外
- 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和元年7月30日

福岡県知事 小川 洋

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 名称 スーパードラッグコスモス南里店
 - 所在地 糟屋郡志免町大字南里字キンメイ108番地 外1筆
- 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和元年7月30日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
小郡市松崎字西裏525番1、525番13及び525番14
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

佐賀県三養基郡基山町大字長野928番地1 ベルコラージュ壺番館203号
辻 秀之**公告**

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の2の規定に基づき行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例（平成14年福岡県条例第80号）第19条第2項の規定により次のとおり公表する。

令和元年7月30日

福岡県知事 小川 洋

- 処分を受けた事業者
 - 名称
有限会社アイヨ
 - 所在地
兵庫県加古川市加古川町北在家372番地の6
 - 代表者
代表取締役 塩谷 文博
- 行政処分の内容
産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し
- 処分の年月日
令和元年7月19日
- 処分の理由
有限会社アイヨは、令和元年5月8日午後1時、神戸地方裁判所姫路支部から破産手続開始の決定を受けたため、法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号イに該当する者に該当するに至った。このことは、法第14条の3の2第1項第4号に該当する。

公安委員会

福岡県公安委員会告示第160号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

令和元年7月30日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所等

(1) 講習会の日時

令和元年9月23日（月・祝日） 午前10時から午後5時までの間

(2) 講習会の場所

北九州市小倉北区大門一丁目6番19号 小倉北警察署 会議室

(3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

2 講習の時間及び科目

時間	科目
午前10時00分～午後3時30分	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
午後3時30分～午後4時30分	講習結果に対する考査
午後4時30分～午後5時00分	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

- 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- 受講申込者は、申込みの際に手数料6,800円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。
- 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

(6) 会場の都合等により、講習会の場所が隣接警察署等に変更となる場合もあるが、その場合は、事前に受講希望者に連絡する。

福岡県公安委員会告示第161号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

令和元年7月30日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所等

日 時	場 所	開催警察署
令和元年9月11日（水） 午後1時30分～午後4時30分	北九州市八幡東区大谷一丁目1番1号 八幡東警察署 会議室	八幡東警察署
令和元年9月14日（土） 午後1時30分～午後4時30分	八女市本町602番地1 おりなす八女 交流室B	八女警察署
令和元年9月16日（月・祝日） 午後1時30分～午後4時30分	福岡市南区塩原二丁目3番1号 南警察署 会議室	南警察署
令和元年9月23日（月・祝日） 午後1時30分～午後4時30分	田川市平松町3番36号 田川警察署 会議室	田川警察署

2 講習の科目

- 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

3 注意事項

- 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- 受講申込者は、申込みの際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- 講習会の当日は、筆記用具、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱

の知識と実際」を必ず持参すること。

- (5) 講習会に関する問合せは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

福岡県公安委員会告示第162号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の5第1項の規定に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（技能講習）を次のとおり開催するので告示する。

令和元年7月30日

福岡県公安委員会

1 散弾銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
令和元年10月3日（木） 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字柚須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	トラップ射撃	各日18名
令和元年10月10日（木） 午前9時00分～午後5時00分			
令和元年10月17日（木） 午前9時00分～午後5時00分			

2 ライフル銃技能講習・ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
令和元年10月3日（木） 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字柚須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	大口径 ライフル射撃	15名

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、技能講習受講申込書に所定の事項を記入し、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1か月前までに申し込むこと。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料12,300円（福岡県領収証紙）を納付すること。

- (4) 講習の当日は、所持許可証、技能講習通知書、技能講習に用いる銃砲及び当該銃砲に適合し、かつ、福岡県立総合射撃場で使用可能な実包を必ず持参すること。
- (5) 講習の当日は、耳栓、ベスト、雨具等射撃する際に必要な用具を必ず持参すること。
- (6) 講習時間の都合上、射撃の練習を行う時間がないので、受講者は、事前に射撃の練習をするように努めること。
- (7) ライフル銃技能講習と散弾銃技能講習を同一日に受講することはできないので、各々別の日に受講すること。
- (8) 講習に関する問合せは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (9) 気象状況等により講習時間を変更する場合は、福岡県立総合射撃場が、事前に受講希望者に連絡する。